

民法（債権法）改正に伴う預金等規定の改定について

2020年4月1日の改正民法施行に伴い、各種規定を改定します。

1. 今回対象となる主な預金等規定

<ul style="list-style-type: none">● 普通預金規定● 普通預金（照合表口）規定● 貯蓄預金規定● 貯蓄預金規定（照合表口）規定● 納税準備預金規定● 当座勘定規定● 当座勘定規定（百十四パーソナルチェック）● 当座勘定規定（専用約束手形口）● 定期預金共通規定● 期日指定定期預金規定● 自動継続期日指定定期預金規定● 据置定期預金規定● 自動継続据置定期預金規定● 自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期）規定● 自動継続自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期）規定● 自由金利型定期預金規定● 自動継続自由金利型定期預金規定● 変動金利定期預金規定● 自動継続変動金利定期預金規定● 自動つみたて定期預金規定● 目的つみたて定期預金規定● 目的つみたて定期預金 （目標金額設定型）規定● 目的別つみたて定期預金規定 （プランナーズ）● 総合口座取引規定	<ul style="list-style-type: none">● 財形定期預金（積立式）規定● 財形住宅預金規定● 財形年金預金規定● 通知預金（特例型）規定（証書式）● 通知預金（特例型）規定（通帳式）● 通知預金（通帳式）規定● 通知預金（証書式）規定● 通知預金（照合表口）規定● 外貨普通預金規定● 外貨普通預金（照合表口）規定● 外貨貯蓄預金規定● 外貨貯蓄預金（照合表口）規定● 外貨定期預金規定● 外貨定期預金（照合表口）規定● 外貨当座勘定規定● 百十四為替特約付外貨定期預金 規定● ICキャッシュカード規定● 百十四キャッシュカード規定● 貸金庫規定● 自動貸金庫規定● 保護預り規定
--	---

※改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

2. 主な改定内容

主な改定内容は下記のとおりです。以下に例示した規定以外も、同様の改定を行います（各商品・サービス規定によって変更事項は異なります）。

- ①成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取り扱いの明確化
- ②各規定変更時の周知方法についての新設
- ③定期預金について、期限前解約の取り扱いについて明確化

普通預金規定（抜粋）

：「成年後見人等の届出」条項での一部追加（下線部を追加します）

第9条 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) ～ (5) 省略

普通預金規定（抜粋）

：「規定の変更」条項の新設

第19条 規定の変更

(1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定（抜粋） ：期限前解約の取り扱いについて明確化（下線部を修正・追加します）	
改正前	改正後
<p>第3条（利息）</p> <p>(1) (2) および (4) 省略</p> <p>(3) <u>当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>（以下、省略）</p>	<p>第3条（利息）</p> <p>(1) (2) および (4) 省略</p> <p>(3) <u>この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>（以下、省略）</p>
<p>第4条（預金の解約、書替継続） （新設）</p> <p>この預金を1.の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当店に提出してください。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>第4条（預金の解約、書替継続）</p> <p>(1) <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>この預金を1.の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当店に提出してください。</p> <p>（以下、省略）</p>